

## 公益財団法人三重県動物管理事務所 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人三重県動物管理事務所（以下、「管理事務所」という）の定款第30条第1項の規定に基づき、理事、監事、評議員（以下、「役員等」という。）の報酬並びに費用について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤 管理事務所を主たる勤務場所とし、常時勤務することをいう。
- (2) 非常勤 常勤以外のことをいう。
- (3) 報酬等 公益社団及び公益財団の認定に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、各種手当を含むものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事及び週1回以上勤務する理事については、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

ただし、常勤の理事であって職員を兼務する者については、常勤理事の報酬、通勤手当、期末手当のほか、管理事務所給与規程第12条に定める手当のうち、扶養手当、住居手当、勤勉手当、特殊勤務手当、地域手当を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年三重県条例第66号）に基づきこの法人に派遣された理事については、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号。以下「給与条例」という。）に定める手当（三重県から支給されるものを除く。）を支給する。
- 3 監事には報酬を支給する。（税理士資格を有する者に限る。）
- 4 第1項以外の非常勤の理事は無報酬とする。
- 5 評議員は無報酬とする。

(報酬)

第4条 前条第1項の報酬の額は、別表に定める額の範囲内で、評議員会の決議により定める。

- 2 報酬の支給方法については、公益財団法人三重県動物管理事務所給与規程の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。
- 3 前条第3項の報酬の額は、別表2に定める額の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(費用弁償)

第5条 役員等には、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

- 2 前項の支給については、三重県職員の旅費支給の基準を適用する。

(通勤手当)

第6条 第3条第1項の通勤手当の支給基準、支給額及び支給方法については、一般職員の例による。

(期末手当)

第7条 第3条第1項の期末手当の額は、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合算した割合を準用して支給する。ただし、期末手当基礎額は、報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額を加算する。

- 2 期末手当の支給方法については、一般職員の例による。

(改正等)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(附則)

- 1 この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人三重県小動物施設管理公社常勤役員の勤務及び給与等に関する規程は（平成 20 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

役職名	報酬月額の上限
理事長	397, 300 円以内
常務理事	320, 300 円以内

別表 2（第 4 条関係）

役職名	報酬額
監事	監査 1 回につき 30,000 円